

東北大学大学院医学系研究科ヒトゲノム研究に関する専門委員会内規

制定 平成 13 年 2 月 19 日 倫理委員会

承認 平成 13 年 2 月 21 日 教授会

改正 平成 16 年 4 月 7 日

改正 平成 20 年 3 月 12 日

改正 平成 21 年 2 月 27 日

改正 平成 24 年 3 月 15 日

改正 平成 27 年 3 月 11 日

(目的及び設置)

第 1 条 東北大学大学院医学系研究科に、東北大学大学院医学系研究科倫理委員会、東北大学病院臨床研究倫理委員会及び東北大学大学院歯学研究科研究倫理委員会（以下、三委員会を指す場合は「倫理委員会」という。）のヒトゲノム研究に関する諮問に応じるため、東北大学大学院医学系研究科ヒトゲノム研究に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 専門委員会は、倫理委員会の諮問に基づき、次の各号に掲げる事項を所掌する。

2 倫理委員会に提出されたヒトゲノム研究の実施計画を記載した書類（以下「実施計画書」という。）等に基づき、当該研究の実施について、ヒトゲノム研究に関する基本原則（平成 12 年 6 月 14 日科学技術会議生命倫理委員会制定。以下「基本原則」という。）に即して審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等の意見を付して、倫理委員会に答申すること。

3 承認されたヒトゲノム研究の実施に関する重大な変更について、基本原則に即して審査を行い、変更後の当該研究の実施の適否、留意事項及び改善事項等の意見を付して、倫理委員会に答申すること。

4 ヒトゲノム研究の進行状況及び結果について、当該研究の実施責任者から報告を受けるとともに、必要に応じて調査を行い、その留意事項及び改善事項等の意見を付して、倫理委員会に答申すること。

(組織)

第3条 専門委員会は、ヒトゲノム研究に関し専門的知識を有する東北大学大学院医学系研究科、東北大学病院及び東北大学加齢医学研究所の教員若干人をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、専門委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、専門委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の専門委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会は、専門委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 審査の対象となっている実施計画書を提出している専門委員は、当該実施計画に係る審査に加わることができない。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員の3分の2以上の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員以外の者の出席)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、実施計画の責任者その他専門委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(委嘱)

第8条 第3条に規定する専門委員は、東北大学病院遺伝子診断検討部会（以下「検討部会」という。）から推薦され、倫理委員会において選出し、倫理委員長が委嘱する。

（審査結果等の報告）

第9条 委員長は、専門委員会の審査の終了後速やかに、その結果を倫理委員会に答申するとともに、検討部会に報告しなければならない。

（情報の公開）

第10条 この内規及びこの内規に基づき専門委員会が定めた事項は、公開するものとする。
2 専門委員会の審査の過程は、記録及び保管し、個人のプライバシーに関する事項を除き、公開するものとする。

（秘密の保持）

第11条 専門委員その他専門委員会の関係者は、職務上知り得た秘密、特に個人のプライバシーに関する事項についての秘密を守らなければならない。委員を退いた後も同様とする。

（審査の公正保持）

第12条 東北大学大学院医学系研究科長その他の関係者は、専門委員会における審査が公平に行われるよう専門委員会の活動の自由及び独立が保証されるよう努めなければならない。

（庶務）

第13条 専門委員会の庶務は、医学部・医学系研究科総務室において処理する。

（雑則）

第14条 この内規に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

附則

- 1 この内規は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行後最初に委嘱される専門委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附則

この内規は、平成 20 年 3 月 12 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

附則（平成 21 年 2 月 27 日改正）

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 24 年 3 月 15 日改正）

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 3 月 11 日改正）

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。